

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合、口座管理料は頂戴しておりません。
- ・ また、外国証券（円建て債、外国投資信託を含みます）をお預かりする場合にも、口座管理料は頂戴しておりません。
- ・ 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについても、料金を頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券（円建て債、外国投資信託を含みます）をお預かりする場合、口座管理料は頂戴しておりません。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業及び第2種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

- ▶ やむを得ない事由により当社が解約を申し出た場合

当社の概要

商号等	ユナイテッドワールド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第193号
本店所在地	〒107-6022 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル		
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会 社団法人日本証券投資顧問業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	12億1,815万円（2011年3月末時点）		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	平成13年12月		
連絡先	フリーダイヤル 0120-355-939（カスタマーサービス：9:15～18:00）へご連絡ください。		

（ご確認ください。）

お取引についてのトラブル等は、ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与し、その解決を図る手続きをいいます。詳細については、次のリンク先よりご確認ください。

□ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターは[こちら](#)